

Ⅱ 引当金・準備金制度に関する改正

1 農業経営基盤強化準備金等の創設

〔創設された制度の概要〕

(1) 農業経営基盤強化準備金制度

青色申告書を提出する法人(以下「青色申告法人」といいます。)で認定農業生産法人等に該当するものが、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの期間(以下「指定期間」といいます。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)の指定期間内において、農業担い手経営安定交付金法に規定する交付金等の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法に規定する認定計画等の定めるところに従って行う農業経営基盤強化(農業経営の規模を拡大すること又は生産方を合理化することをいいます。)に要する費用の支出に備えるため、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の損金の額に算入することとされました(措法61の2①)。

(注)「交付金等」とは、次に掲げる交付金又は補助金をいいます(措法61の2①、措規21の18の2①)。

- ・生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付
- ・収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金
- ・担い手経営革新促進交付金
- ・水田農業構造改革補助金又は交付金

イ 適用対象法人

この制度の適用対象となる法人は、青色申告法人で次に掲げる法人です(措法61の2①、措令37の2①)。

- (イ) 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画に係る認定を受けた農地法に規定する認定農業生産法人
- (ロ) 農業経営基盤強化促進法の認定に係る特定農用地利用規程に定める特定農業法人((イ)の認定農業生産法人を除きます。)
- (ハ) 農業担い手経営安定交付金法に掲げる特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織

ロ 積立限度額

積立限度額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額です(措法61の2①、措令37の2②③、措規21の18の2③)。

- (イ) 交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるための金額(農林水産大臣の認定計画等に記載された農用地等を取得するための金額である旨を証する書類により証明がされたもの)
- (ロ) この制度の規定及び農用地等を取得した場合の課税の特例を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額

ハ 準備金の益金算入

この準備金は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる金額を取り崩して益金の額に算入します(措法61の2②～⑤⑦、措令37の2④)。

取崩しの事由等	取崩しをして益金の額に算入する金額
各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額のうちその積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合(措法61の2②)	その5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額
認定農業生産法人等に該当しないこととなった場合(措法61の2③一)	その該当しないこととなった日における農業経営基盤強化準備金の金額
認定計画等の認定又は特定農用地利用規程の認定が取り消された場合(その認定が取り消された特定農用地利用規程に定める法人が認定農業生産法人である場合を除きます。)(措法61の2③二)	その取消の日における農業経営基盤強化準備金の金額
特定農用地利用規程の農業経営基盤強化促進法に規定する有効期間が経過した場合(その有効期間が経過した特定農用地利用規程に定める法人が認定農業生産法人である場合を除きます。)(措法61の2③三)	その経過した日における農業経営基盤強化準備金の金額

法人が被合併法人となる合併が行われた場合(措法 61 の 2③四)	その合併直前における農業経営基盤強化準備金の金額
解散した場合(合併により解散した場合は除きます。)(措法 61 の 2③五)	その解散の日における農業経営基盤強化準備金の金額
上記以外の場合において農業経営基盤強化準備金の金額を取り崩した場合(措法 61 の 2③六)	取り崩した日における農業経営基盤強化準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額
青色申告法人でなくなった場合(措法 61 の 2④)	青色申告法人でなくなった日における農業経営基盤強化準備金の金額(その日を含む事業年度から 2 年間で取り崩します。)
前期が連結事業年度で当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でない場合(措法 61 の 2⑤⑦)	当該事業年度終了の日における農業経営基盤強化準備金の金額

二 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に所要の事項を記載した明細書等を添付して申告することが必要です(措法 61 の 2⑥、措規 21 の 18 の 2③)。

(2) 農用地等を取得した場合の課税の特例

農業経営基盤強化準備金の金額を有する法人が、(1)の認定計画等に定めるところにより、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地又は特定農業用機械等の取得等をして、その農用地又は特定農業用機械等(以下「農用地等」といいます。)をその法人の農業の用に供した場合には、その農用地等につき、一定の限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。)により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の損金の額に算入することとされました(措法 61 の 3①)。

イ 圧縮限度額

次に掲げる金額のいずれか少ない金額です(措法 61 の 3①、措令 37 の 3②③)。

(イ) 次に掲げる金額の合計額

- ① 前事業年度から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額のうち当該事業年度において益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額
- ② 当該事業年度において交付を受けた交付金等の額のうち農業経営基盤強化準備金で積み立てられなかった金額(農林水産大臣の交付金等の額のうち農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額である旨を証する書類を添付することにより証明がされたもの)

(ロ) この制度の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額

ロ 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に所要の事項を記載した明細書及び農林水産大臣の認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額である旨を証する書類を添付して申告することが必要です(措法 61 の 3②、措規 21 の 18 の 3)。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)及び(2)の措置に準じた措置が講じられています(措法 68 の 64、68 の 65、措令 39 の 91、39 の 92、措規 22 の 61 の 2、22 の 61 の 3)。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されず(改正法附則 95)。
- (2) 改正の内容の(3)の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則 118)。

2 その他

○ 引当金・準備金制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 特定災害防止準備金(措法55の6①⑨、68の45①⑧)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—
(2) 電子計算機買戻損失準備金(措法57①、68の50①)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 保険会社等の異常危険準備金(措令33の5⑨⑩、39の83⑨⑩)	○ 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例措置の適用期限が平成22年3月31日まで3年延長されました。	—
(4) 中小企業等の貸倒引当金の特例(措法57の10②、68の59②)	○ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額について、通常の繰入限度額の116%とする特例が、平成21年3月31日まで2年延長されました。	—
(5) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金(措法58①②、68の61①②)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで3年延長されました。	—
(6) 沖縄の認定法人の所得の特別控除(措法60①、68の63①)	○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	—
(7) 漁業協同組合の留保所得の特別控除(措法61①、改正法附則94)	○ 適用対象法人の範囲から特定共済組合及び特定共済組合連合会が除かれました。 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	平19.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 —
(8) 農用地利用集積準備金(旧措法61の2、68の64、旧措令37の2、39の91、改正法附則96、119、改正措令附則29、36)	○ 適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	旧措法第61条の2第1項に規定する特定農業法人の平19.3.31までに開始する事業年度で、かつ、平19.4.1以後に終了する事業年度等については、従来どおり適用されます。 ただし、農業経営基盤強化準備金との選択適用となります。
(9) 農用地を取得した場合の課税の特例(旧措法61の3、68の65、旧措令37の3、39の92、改正法附則96、119、改正措令附則29、36)	○ 適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	旧措法第61条の2第1項に規定する特定農業法人の平19.4.1以後に終了する事業年度については、従来どおり適用されます。